確定申告される場合は提出不要です。

個人番号（マイナンバー）提供のお願い

奈良県　吉野町役場　協働のまち推進課　ふるさと納税担当

このたびは世界遺産吉野ふるさとづくり寄附をお申し出いただき、誠にありがとうございます。既にご承知のとおり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成 27 年 10 月 5 日に施行されました。この法律により、市町村民税・道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関し、お住まいの市町村へ申請特例通知書を提出するため、貴殿の個人番号（マイナンバー）のご提出とご本人確認の必要がございます。

つきましてはお手数をおかけいたしますが、下記に**個人番号が印字されている「通知カード」もしくは「個人番号カード」及び「運転免許証」等の本人確認書類の写しを貼付**いただき、吉野町　文化観光交流課　ふるさと納税係までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なおご提供いただきました番号確認書類・本人確認書類は当町で確認登録の後、ただちに廃棄処分致します。また、登録した個人情報は適切・厳正に管理等を行います。

※2021 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間にこの提供票をすでにご提出された方は、氏名・住所に変更がなければ提出は不要です。（1 年間に一度の提出で構いません。）

個人番号提供票（令和　年分）

「通知カード」等の写し　貼付欄

（氏名・住所・個人番号が印字されている面が見えるように、こちらにご貼付ください）

両面をコピーして貼付してください

番号確認書類

「運転免許証」等の写し　貼付欄

（氏名・住所が印字されている面が見えるように、こちらにご貼付ください）

変更等がある場合は、両面をコピーして貼付してください

本人確認書類

番号確認書類とは

下記のいずれか１つをご貼付ください

○　個人番号カード（番号記載の面）

○　番号通知カード

（記載情報と現況に相違のないもの）

○　個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

【重要】令和２年５月 25 日以降住所などに変更があった場合は、通知カードを“マイナンバーを証明する書類”として利用できません。マイナンバーカードまたはマイナンバー記載のある住民票の写し（住民票記載事項証明書）をご貼付ください

本人確認書類とは

下記のいずれか**１つ**をご貼付ください

○　個人番号カード（顔写真の面）

○　運転免許証、運転履歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書　等

顔写真があり、氏名・住所が記載されているもの

上記の本人確認書類をお持ちでない場合、下記のいずれか**２つ**をご貼付ください

○　健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童手当証書、介護保険被保険者証　等